

2024年7月17日

各位

株式会社丸の内キャピタル

株式会社永谷園ホールディングス株式（証券コード：2899）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社丸の内キャピタルが管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合は、特別目的会社エムキャップ十二号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じ、2024年6月3日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場に上場している株式会社永谷園ホールディングス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年6月4日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが2024年7月16日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

エムキャップ十二号株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル6階

(2) 対象者の名称

株式会社永谷園ホールディングス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	15,389,482株	9,564,700株	—
合計	15,389,482株	9,564,700株	—

(注1) 本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,564,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する可能性のある最大数（15,389,482株）を記載しております。なお当該最大数は、対象者が2024年5月14日に公表した「2024年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数（19,138,703株）から対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数

(1,664,223 株) 及び三菱商事株式会社 (以下「三菱商事」といいます。) が所有する対象者株式のすべて (2,084,998 株) を控除した株式数 (15,389,482 株) になります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024 年 6 月 4 日 (火曜日) から 2024 年 7 月 16 日 (火曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,100 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (9,564,700 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (12,783,759 株) が買付予定数の下限 (9,564,700 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書 (2024 年 6 月 28 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、2024 年 7 月 17 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	12,783,759 株	12,783,759 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	12,783,759 株	12,783,759 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
----------------------------------	----	-----------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	36,253 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.75%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	127,837 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.16%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	20,849 個	(買付け等後における株券等所有割合 11.93%)
対象者の総株主等の議決権の数	174,293 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年6月28日に提出した第71期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数（19,138,703株）から、上記有価証券報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数（1,664,223株）を控除した株式数（17,474,480株）に係る議決権の数（174,744個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2024年7月23日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、公開買付者が2024年6月4日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書（2024年6月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び三菱商事のみとし、対象者株式を非公開化するための手続の実施を企図しているため、本公開買付けに係る決済の完了後速やかに、対象者株式の併合

(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

対象者株式は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本株式併合が実行される場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において、取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

エムキャップ十二号株式会社
株式会社東京証券取引所

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル6階
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上